

－ 新町小学校 P T A 規約 －

第 1 条 名称

本会は新町小学校 P T A と称し、事務所を京都市立新町小学校内におく。

第 2 条 目的 本会は児童の健全な育成を図るため、会員相互の理解と教養を高め、会員が協力して学校教育を促進し、家庭ならびに地域社会の教育環境をより良くする事を目的とする。

第 3 条 方針 本会は前条の目的を達成するため、次の方針により運営する。

1. 会員相互の親睦を図り教養を高め合う。
2. 学校教育・家庭教育・社会教育の振興を図る。
3. 児童の健全な成長を図るために活動する他の団体及び機関と協力する。
4. 社会教育団体として活動するが、政党や宗派の活動に関与しない。
5. 学校教育に対して協力するが、直接学校の管理や教職員の人事には干渉するものではない。

第 4 条 会員

1. 会員は、本校に在籍する児童の保護者と本校教職員とする。
2. 会員は、すべて所定の会費を負担する。 但し、特別の事情があるものはこの限りでない。

第 5 条 役員及び役員会 1. 本会に役員をおくこととし、その役職及び定員は次のとおり。なお、当該年度の状況に応じ会長以外の役員に若干名の増員を定め、定員数とすることを認める。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 庶務 3名
- (4) 会計 2名
- (5) はぐくみ委員 1名（兼任可）

2. 役員の仕事

- (1) 会長 本会を代表し、本会の事務を総括し、本会運営について最高の責に任ずる。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長にさしつかえあるときは代行する。
- (3) 庶務 本会の庶務をつかさどり、議事を記録する。
- (4) 会計 本会の会計をつかさどり、年度末に会計監査を受け総会で決算報告を行う。
- (5) はぐくみ委員 京都市小学校 P T A 連絡協議会会則（第 1 6 条）専門委員会・はぐくみ委員会の支部活動などに参加する。

3. 役員の任期

- (1) 役員の任期は 1 年とし、再任はさまたげない。
- (2) 任期満了後も次期役員就任まではその仕事を執行する。

(3) 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

4. 役員選挙 役員選挙は、別に定めた選挙細則により行う。

5. 役員会

(1) 役員、校長、教頭、教務主任(副教頭)をもって構成し、会長が招集する。

(2) 本会の運営について内議し、また既決事項に関する事務を処理する。

第6条 会計監査 1. 会計監査を2名おく。運営委員会構成員との兼任を認めない。

2. 任務はその年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

3. 会長が委嘱する。

第7条 委員会及び委員 本会の委員会は次の通りとする。

1. 運営委員会

(1) 役員、常置委員会の正副委員長、校長、教頭、教務主任(副教頭)で構成する。

(2) 本会の運営について企画、または各種委員会で立案された行事計画を審議検討して総会に出席する。その他総会より委任された事務を処理する。

(3) 会長が招集する。

2. 常置委員会

各委員会の中心業務をはじめ、学校、地域(学校運営協議会)など各種団体行事の企画運営や協力を図る。

(1) 文化教養厚生委員会 会員の教養を高めるために、文化活動を行う。また、給食活動支援を行う

(2) 広報委員会 PTA活動全般にわたって広報宣伝活動を行うために会報等を発行する。

(3) 交流委員会 児童の正しい校外生活の補導育成に協力し、児童福祉の向上を図る。またPTA役員選挙管理協力、推薦活動を図る。

3. 特別委員会

必要ある時、会長は運営委員会にはかかって、設ける事ができる。委員及び正副委員長は会長が委嘱する。運営委員会より委嘱された特定の任務を行い、終了と同時に解散する。

第8条 総会

1. 総会は本会最高の機関であって、規約の改正・役員選出・予算・決算・行事計画・その他重要事項を審議決定する。

2. 総会は、原則として年2回開く。議案は3日前までに会員に通知する。

3. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または会員の10分の1以上要求がある時に開く。

4. 総会の定足数は委任状を含め全会員の5分の1とする。

5. 総会の議長は、その都度役員以外の会員から選出する。

6. 総会の議決は、出席者の過半数による。可否同数の時は議長が決定する。

第9条 会計

1. 本会の経費は、会費その他の収入によって支弁する。
2. 会費は月額1口200円とする。(但し口数は任意とする。)
3. 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10条 規約改正

1. 本規約は、総会の出席者の3分の2以上の賛成により改正できる。
2. 改正の結果は全会員に報告しなければならない。

第11条 サークル活動

1. 会員は、本規約の趣旨に沿ってサークルを設立することができる。
2. サークル活動はサークル活動規程に則って行う。

第12条 慶弔費

1. 規約第4条第1項に定める会員及び在籍児童が死亡した場合、PTA慶弔予算額の範囲内でご香料 又は供花をもって支出する。なお、支出の額及び方法については、本部役員会でその都度定める。
2. その他疑義が生じた場合、本部役員会にて議案とし、運営委員会にて定める。

付 則 1. 選挙細則は別に定める。

2. 本規約は平成9年4月1日より実施する。
3. 平成11年3月 6日 一部改正
4. 平成20年3月12日 一部改正
5. 平成21年3月16日 一部改正
6. 平成22年5月25日 一部改正
7. 平成24年5月24日 一部改正
8. 平成26年3月12日 一部改正
9. 平成27年3月13日 一部改正
10. 平成29年3月 7日 一部改正
11. 平成31年3月 8日 一部改正
12. 令和 2年3月24日 一部改正